

『令和7年4月18日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和7年6月定例会】

委員長 萩野 梓

それでは、去る3月定例会において、閉会中の継続審査となっておりました当委員会の所管事務調査について、以下、その調査概要と結果をご報告申し上げます。

本調査は、川口市立アートギャラリー（アトリア）に対する包括外部監査の指摘事項を調査し、今後の適正な事務の執行につなげることを目的として、4月18日に委員会を開催し、執行部からの聴き取り調査を行いました。

まず、「指定管理者制度の運用（川口市立アートギャラリー（アトリア））における令和6年度川口市包括外部監査結果について」説明を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

包括外部監査において指摘を受けた事項への対応として、初めに、指定管理料の積算に関して、指定管理者が免税事業者であるにもかかわらず、消費税支出が積算された過大な指定管理料が支払われていることから、消費税積立支出に相当する金額を精算すべきとの指摘については、指定管理者と協議した結果、3月13日付で当該超過額が返還されたとのこと。また、共通費の按分計算に関して、指定管理業務に関する収支とそれ以外に関する収支を明確に区分するよう指導・監督する必要があるとの指摘については、収支区分を明確にするよう指導・監督していくとのこと。

次に、備品に関して、市の職員による実査や指定管理者からの実査の報告など、保管状況の調査を実施すべきとの指摘については、今後は毎年度、市の職員による調査等を行なっていくとのこと。

次に、第三者委託に関して、市による事前の承認手続きが必要な旨を募集要項に記載し、実施すべきとの指摘については、募集要項に第三者委託が可能な業務の範囲や市による事前承認手続きについて明記するよう各部局に周知していくとのこと。

次に、組合契約書の提出に関して、募集要項に共同事業体協定書や組合契約書の提出を求める記載がなく、これらの提出が行われていなかったことから、組合契約書の提出を求める必要があるとの指摘については、指定管理者に対して指導を行い、3月28日付で提出されたとのこと。

続いて、包括外部監査において意見を受けた事項への対応として、初めに、指定管理者制度導入の効果の検討に関して、直営の場合と比較した効果の検討が望まれるとの意見については、今後は直営の場合と比較をしながら、指定管理者制度導入の効果を検討していくとのこと。

次に、適格請求書発行事業者以外の者を指定管理者に選任することに関して、適格請求書発行事業者であることを応募資格要件とする必要があるとの意見については、今後は指定管理業務の性質によって、応募資格要件とするよう各部局に周知していくとのこと。

次に、指定管理者の選定基準に関して、応募総数が少数であり、競争原理の確

保が難しいと見込まれる場合において、選定基準を厳格に設定することが望まれるとの意見については、今後は応募総数を考慮し、一定の競争原理に準じた基準等を設定するよう各部局に周知していくとのこと。

最後に、川口市立アートギャラリー（アトリア）と旧田中家住宅の指定管理者の選定に関して、両施設の指定管理者を別々とすることを検討すべきとの意見については、施設相互利用の促進効果などを評価しながら、慎重に検討していくとのことでありました。

以上のような説明に対して、まず、過大な指定管理料の積算にかかわり、「指定管理者が適切に対応しないのであれば、指定管理者の指定の取消処分の検討も必要である」との指摘における「適切な対応」の捉え方について問われ、これに対して、指定管理者が消費税積立支出に相当する金額の返還に応じない場合や、指摘事項に対して再三の指導にもかかわらず改善が見られない場合には、指定の取消処分の検討も必要であると捉えているとのこと。

また、本市が定める指定管理者収支報告の書式や規定の有無について問われ、これに対して、収支報告に関する書式や規定はなく、任意の様式で提出を求めているとのこと。

さらに、指定管理者制度の運用にかかわり、内部におけるチェック体制を強化する意向について問われ、これに対して、知見のある施設所管課において適切な指導・監督の体制を強化するよう周知徹底していくとのことでありました。

このほか、第三者委託にかかわり、委託内容や委託先等の詳細について、市による事前の承認手続きが行われていなかった理由について等、質疑応答の後、本所管事務調査の今後の取り扱いについて協議いたしましたところ、本調査によって、消費税支出として積算された超過分がすでに返還されていることや、共通費の按分計算において、今後は指定管理業務に関する収支とそれ以外に関する収支の区分を明確にし、指定管理者に対して指導・監督を徹底することなどが確認できたことから、本所管事務調査における所期の目的は達成されたと考えている。

また、今回の包括外部監査で指摘されている事項を整理したうえで、今後は指定管理料の積算根拠をしっかりと把握すること、指定管理者が提出する収支報告書の書式を本市で統一すること、共通費の按分に関する考え方について指定管理者制度運用指針を遵守すること、第三者委託を実施する場合の市による事前承認手続きを徹底すること、透明性を図る観点から指定管理者制度運用指針を公開することの5点について強く要望するとともに、指定管理者に対する指導管理体制を強化することや、市と指定管理者相互において理解と認識の共有に努めることを求め、本所管事務調査は終了とすべき旨の意見が述べられたる後、本所管事務調査を終了すること、また、本会議において委員長報告を実施することについて、委員会に諮りましたところ、全員異議なく決定し、本所管事務調査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。